

SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務委託「公募型プロポーザル方式」公告
企画提案実施要領

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、内容を審査のうえ、最良の提案をしたものを随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施します。

令和6年5月10日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 趣旨

本業務は、これまで山梨県が価値向上や認知向上に取り組んできた地域資源に加え、山梨県が進める各種の先進的な政策等の魅力を、SNS 動画を活用して発信することで、本県のブランドイメージを向上させることを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 事業名
SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務
- (2) 事業内容
別紙「SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務仕様書」(以下仕様書という。)による。
- (3) 予算上限額
9,499,600円(消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 スケジュール

プロポーザル公告	令和6年5月10日(金)
参加資格確認申請 提出期限	令和6年5月20日(月)
参加資格審査結果通知	令和6年5月22日(水)以降
質問票 提出期限	令和6年5月23日(木)
企画提案書提出期限	令和6年5月31日(金)
一次審査(書類審査)	令和6年6月 3日(月)以降
一次審査結果通知	令和6年6月10日(月)頃
二次審査(プレゼンテーション審査)	令和6年6月11日(火)以降
審査結果通知、受託候補者特定	令和6年6月20日(木)頃

4 参加資格

本企画提案に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成26年2月3日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

5 企画提案参加資格確認申請書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

申請書に添付する書類

(1) 申請書に次のものを添付すること。

- ① 誓約書(様式第2号) 1部
- ② 役員名簿(様式第3号) 1部
- ③ 会社概要等整理表(様式第4号) 1部
会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

④ 国税納税証明書(納税証明書「その3の3」) 1部

⑤ 都道府県税納税証明書 1部

⑥ 会社パンフレット等会社概要が把握可能な書類 1部

※ 上記「④」及び「⑤」の書類について、課税対象となる事業所等を複数有する場合には、本社と、本業務を遂行する事業所等にかかる証明書を提出すること(本社において業務を遂行する場合には本社のみ)。ただし、山梨県内に課税対象となる事業所等を有する場合には、業務の遂行如何に関わらず、当該事業所等にかかる証明書の提出を必須とする。

(2) 提出期限

令和6年5月20日(月)午後5時(必着)

(3) 提出場所

山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 本館3階

(4) 提出方法

持参または郵送により提出することとし、5(2)の期限までに必着のこと。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要領の末尾に記載の問合せ先へ電話で確認すること。

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、令和6年5月22日(水)以降にすべての申請者に対し通知する。

6 質問の受付

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票(様式第5号)に記載の上、電子メールにて送信すること。その際、件名を「SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務に関する質問(貴社名)」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

(1) 質問の送付先

山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ brand@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 受付期限

令和6年5月23日(木)午後5時まで(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、県が参加資格を有すると確認した者すべてに対し、原則電子メールで行うが、場合によっては閲覧により行う。閲覧による場合は、改めて閲覧期間・閲覧場所について参加申込者すべてに通知する。

(4) 留意事項

- ・ 質問の内容は簡潔で分かりやすく記載すること。
- ・ 質問の内容についての確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかにメールにて返信すること。

7 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

(1) 企画提案書

- ・表紙には様式第6号を用いること。
- ・A4判、横型、横書き、24ページ以内とすること。A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。
- ・委託予定事項の作業スケジュールを示すこと。
- ・仕様書及び評価基準を踏まえつつ以下の事項を記載すること。

① 業務実績・実施体制 ・本業務に類似する業務の実施経験と主な業務内容及び成果。セキュリティ対策を含む実施体制 ・作成する動画数や配信スケジュール
② SNS 動画の企画・作成・配信 ・動画の作成方針及びアカウントの運用方針 ・具体的な動画の内容(構成等)
③ 政策理解度 ・山梨県の政策への理解度と具体的な動画内容
④ SNS 広告 ・SNS 上での広告の実施方針・手法。他の SNS との連携等
⑤ KPI ・本事業における KPI、KPI を設定する理由及び効果検証方法

(2) 見積書(様式は任意)

金額(消費税及び地方消費税を含む)及び積算内訳(項目ごとの金額)を記載すること。

※ 積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

※ 見積額は、2(3)の費用の上限額の範囲内とすること。

(3) 提出部数及び提出方法

書面により、7(1)(2)を**正本1部、副本5部**提出するとともに、別途山梨県の指定する方法で電子媒体として提出すること。なお、副本5部は企画提案応募者名がわからないように印刷すること。

提出は、持参または郵便により行い、7(4)の提出期限までに必着のこと。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要領の末尾に記載の問合せ先へ電話で確認すること。

(4) 提出期限

令和6年5月31日(金)午後5時(必着)

持参の場合は、県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(5) 提出場所

山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 本館3階

(6) 企画提案書の提出辞退

参加資格確認申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書(様式第7号)」を7(5)の提出場所へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

8 審査及び結果通知

(1) 審査

- ① 企画提案書の審査は、SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務に係る企画提案審査委員会(以下、「審査会」という。)が行う。

- ② 書面審査により優秀提案者を定める一次審査及びプレゼンテーションにより最優秀提案者を定める二次審査を行う。
ただし、参加資格を有することを確認された参加申請者が少数の場合は一次審査を省略することがある。
(二次審査については、「9 企画提案のプレゼンテーション」を参照)
- ③ 審査は、企画提案書、見積書に基づいて行い、8(2)の評価基準に基づき採点する。
- ④ 審査は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とする。
- ⑤ 得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

(2) 評価基準

評価項目		配点
業務遂行能力	本業務に類似する業務の実施経験と主な業務内容	30
	作成動画数・スケジュール	
	実施体制(セキュリティ対策含む。他社再委託予定は、明示すること)	
企画提案内容	プラットフォームへの理解度	100
	動画作成方針・コンセプト	
	山梨県の政策への理解度と具体的な動画内容	
	SNS 上での広告実施方針・手法 他の SNS との連携等	
	KPIと設定理由、効果の検証方法	
価格点	見積金額	10
合計		140

(3) 審査結果

- ① 一次審査の結果は企画提案書の提案者全員に、また、二次審査の結果は優秀提案者全員に文書にて通知する。
- ② その他
- ・ 総合点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は優秀提案者又は最優秀提案者としなないことがある。
 - ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9 企画提案のプレゼンテーション

- ・ 企画提案審査の二次審査は短時間のプレゼンテーションと質疑応答によるものとし、令和6年6月1日(火)以降に山梨県庁での実施を予定しているが、詳細は優秀提案者に対して別途連絡する。
- ・ 企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は2名以内とする。
- ・ 会場には山梨県側でモニター等を用意する。
- ・ プレゼンテーションに欠席し、または、やむを得ない事情がないのに遅刻した場合は、選定から除外する。
- ・ 一次書面審査の際に提出を受けた企画提案書・見積書をもとに審査を行うものとする。
- ・ 二次審査をオンラインや書面等で行う場合がある。

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 審査会の委員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本要領に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - ・本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 2件以上の企画提案をしたとき。

11 契約

- (1) 契約の方法
最優秀提案者を優先交渉権者として協議を行い、随意契約により契約を締結する。
ただし、優先交渉権者と協議が整わず契約の見込みがないとき、または、優先交渉権者が契約締結までの間に「4 参加資格」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (2) 契約書案
別添契約書(案)のとおり

12 その他

- (1) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合がある。
- (2) 山梨県財務規則(昭和39年3月31日規則第11号)第109条の2で定める各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金は免除することがある。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (7) 参加表明及び企画提案に関する説明会は行わない。
- (8) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (9) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

13 問合せ・連絡先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館3階
山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ
電話番号(直通) 055-223-1584
メールアドレス brand@pref.yamanashi.lg.jp